

原議保存期間10年  
(平成35年3月31日まで)

警察庁丙保発第14号  
平成24年9月14日  
警察庁生活安全局長

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿  
各方面本部長  
(参考送付先)

庁内各局部課長  
各附属機関の長

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令の施行について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令(平成24年内閣府、農林水産省、環境省令第1号。別添1)及び銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令(平成24年内閣府令第58号。別添2)が本日公布され、平成24年9月28日から施行されることとなった。

その趣旨、内容及び留意事項は別紙のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

## 別紙

### (凡例)

- 「共同命令」：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令（平成24年内閣府、農林水産省、環境省令第1号）
- 「銃刀法」：銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）
- 「改正府令」：銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成24年内閣府令第58号）
- 「府令」：改正府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号）
- 「改正鳥獣被害防止特措法」：鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第10号）
- 「鳥獣被害防止特措法」：改正鳥獣被害防止特措法による改正後の鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- 「鳥獣保護法」：鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）

## 第1 共同命令の制定

### 1 制定の趣旨

鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻化するとともに、鳥獣の捕獲の担い手である狩猟者が減少している現状に鑑み、その被害の防止に関する施策の効果的な推進に資するため、改正鳥獣被害防止特措法が平成24年3月31日に公布され、銃刀法第5条の5第1項に規定する猟銃の操作及び射撃の技能に関する講習（以下「技能講習」という。）に係る特例に関する規定が整備された。そのため、技能講習に係る特例の対象となる者の要件等について定めることとしたものである。

### 2 内容

#### (1) 特定鳥獣被害対策実施隊員の要件（第1条）

鳥獣被害防止特措法附則第3条第1項は、鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（以下「特定鳥獣被害対策実施隊員」という。）

が、平成24年9月28日以後に新たに猟銃所持許可等申請をした場合においては、当分の間、銃刀法第5条の5第2項の技能講習修了証明書の交付を受けていなくても当該種類の猟銃の所持の許可又は所持の許可の更新（以下「猟銃所持許可等」という。）を受けることができる旨定めている。

本条は、この「内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの」として、特定鳥獣被害対策実施隊員の具体的要件を定めるものである。

ア 第1の要件として、猟銃所持許可等申請日前1年以内に、鳥獣被害対策実施隊員として、鳥獣被害防止特措法第4条第2項第4号に規定する対象鳥獣の捕獲等（対象鳥獣である鳥類の卵の採取等を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。）に1回以上参加した者であることを定めた（第1条第1号）。

「特定捕獲等に1回以上参加した」とは、実際に対象鳥獣を捕獲等したか否かを問わず、市町村の被害防止計画に定められた対象鳥獣を捕獲等する活動に1回以上参加したことをいう。したがって、猟銃を使用して射手として実際に対象鳥獣を捕獲等した者だけではなく、猟銃を使用して勢子（主として獲物を追い出す役のこと）として対象鳥獣の捕獲等に参加した者も含まれる。

イ 第2の要件として、猟銃所持許可等申請日前3年以内に、銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であることを定めた（第1条第2号）。

「銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく」とは、猟銃所持許可等申請の時点で、都道府県公安委員会から銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがないことをいう。

「受けるべき事由が現にない」とは、猟銃所持許可等申請の時点で、都道府県公安委員会から銃刀法第10条の9第1項の指示を受ける原因となる事由が発生していないことをいう。

## (2) 特定従事者の要件（第2条）

鳥獣被害防止特措法附則第3条第2項は、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者（特定鳥獣被害対策実施隊員を除き、猟銃を使用して当該捕獲等に従事しているものに限る。）であって内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの（以下「特定従事者」という。）が、平成24年9月28日から平成26年12月3日までの間に新たに猟銃所持許可等申請をした場合においては、技能講習修了証明書の交付を受けていなくても当該種類の猟銃所持許可等を受けることができる旨定めている。

本条は、この「内閣府令・農林水産省令・環境省令で定めるもの」として、

特定従事者の具体的要件を定めるものである。

ア 第1の要件として、猟銃所持許可等申請日前1年以内に被害防止計画に基づき、鳥獣保護法第9条第1項の許可を受けて特定捕獲等に1回以上参加し又は同条第8項に規定する従事者として特定捕獲等に1回以上参加した者であることを定めた(第2条第1号)。

「特定捕獲等に1回以上参加した」の意義については、上記(1)アと同様である。

イ 第2の要件として、猟銃所持許可等申請日前3年以内に、銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者であることを定めた(第2条第2号)。「銃刀法第10条の9第1項の指示を受けたことがなく」及び「受けるべき事由が現にない」の意義については、上記(1)イと同様である。

(3) 市町村長による書面の交付等(第3条、第4条)

猟銃所持許可等申請を行う者が鳥獣被害防止特措法附則第3条の規定により技能講習の免除を受ける資格を有することを確認するためには、被害防止計画の策定主体である市町村の証明が必要となる。そこで、市町村長は、第1条第1号又は第2条第1号の特定捕獲等をした者の求めに応じて、その者が特定捕獲等に参加したことを証明する書面(対象鳥獣捕獲等参加証明書)を交付するものとした。同書面には、書面の交付を求めた者が特定捕獲等に参加した年月日及び場所、当該特定捕獲等の対象とした鳥獣の種類並びに当該特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類を記載することとし、併せて書面の様式を定めた。また、これらの記載事項については、特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類ごとに、それぞれ直近に参加した特定捕獲等に係るものを記載することとした。

第2 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部改正

1 趣旨

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第11条は、銃砲刀剣類の所持の許可等の申請をする際に必要な申請書の添付書類について定めているところ、技能講習に係る特例の対象となる特定鳥獣被害対策実施隊員及び特定従事者が猟銃所持許可申請等をしようとする際に必要となる申請書の添付書類について定めることとしたものである。

2 内容

(1) 特定鳥獣被害対策実施隊員に係る申請書の添付書類(府令第11条第1項第7号)

特定鳥獣被害対策実施隊員が猟銃所持許可等申請をしようとするときには、

次の添付書類を要することとした。

ア 鳥獣被害対策実施隊員として猟銃を使用して対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類

イ 共同命令第3条の規定により交付を受けた書面（共同命令第1条第1号の特定捕獲等に係るものに限る。）

ウ 共同命令第1条第2号に該当する者であることを誓約する書面

なお、ア及びイの具体的な書類は、市町村長の発行する鳥獣被害対策実施隊員の指名書又は任命書（猟銃所持許可等申請日において有効なものに限る。）及び対象鳥獣捕獲等参加証明書であり、指名書又は任命書については提示し、対象鳥獣捕獲等参加証明書については申請書に添えるものとする。

(2) 特定従事者に係る申請書の添付書類（府令第11条第1項第8号関係）

特定従事者が猟銃所持許可等申請をしようとするときには、次の添付書類を要することとした。

ア 猟銃を使用して被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者であることを証明する書類

イ 共同命令第3条の規定により交付を受けた書面（共同命令第2条第1号の特定捕獲等に係るものに限る。）

ウ 共同命令第2条第2号に該当する者であることを誓約する書面

なお、ア及びイの具体的な書類は、鳥獣保護法第9条第1項に規定する許可を受けて特定捕獲等に参加した者にあつては同条第7項に規定する許可証、同条第8項に規定する従事者として特定捕獲等に参加した者にあつては同項に規定する従事者証（いずれも猟銃所持許可等申請日において有効なものに限る。）及び対象鳥獣捕獲等参加証明書であり、許可証又は従事者証については提示し、対象鳥獣捕獲等参加証明書については申請書に添えるものとする。

(3) その他（府令別表第1関係）

その他猟銃所持許可等申請に係る添付書類等に関する規定について所要の改正を行った。

### 第3 留意事項

1 技能講習に係る特例や対象者の要件等についての周知

猟銃所持許可等申請が適切に行われるよう、技能講習に係る特例や対象となる者の要件、申請時に必要な添付書類等について、ホームページ等を通じて広く周知すること。

2 職員に対する教養の徹底

猟銃所持許可等申請を受理することとなる警察職員に対し、共同命令、府令等に関する教養を徹底すること。

内閣府  
農林水産省令第一号

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）附則第三条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同条を実施するため、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令を次のように定める。

平成二十四年九月十四日

内閣総理大臣 野田 佳彦  
農林水産大臣 郡司 彰  
環境大臣 細野 豪志

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律附則第三条第一項に規定する特定鳥獣被害対策実施隊員等に関する命令  
(法附則第三条第一項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者)

第一条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「法」という。）附則第三条第一項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の二第一項の規定による猟銃の所持の許可の申請又は同法第七条の三第一項の規定による猟銃の所持の許可の更新の申請をする日（以下「許可等申請日」という。）前一年以内に法第九条第二項に規定する鳥獣被害対策実施隊員として、法第四条第二項第四号に規定する対象鳥獣の捕獲等（対象鳥獣である鳥類の卵の採取等を除き、当該種類の猟銃を使用して行うものに限る。以下「特定捕獲等」という。）に一回以上参加した者
- 二 許可等申請日前三年以内に銃砲刀剣類所持等取締法第十条の九第一項の指示を受けたことがなく、かつ、受けるべき事由が現にない者

(法附則第三条第二項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者)

第二条 法附則第三条第二項の内閣府令・農林水産省令・環境省令で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- 一 許可等申請日前一年以内に法第四条第一項に規定する被害防止計画に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第九条第一項（法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の許可を受けて特定捕獲等に一回以上参加し又は鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第九条第八項（法第六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する従事者として特定捕獲等に一回以上参加した者
- 二 前条第二号に該当する者

(書面の交付)

第三条 市町村長は、次に掲げる事項を記載した書面を、第一条第一号又は前条第一号の特定捕獲等に参加した者の求めに応じて交付するものとする。

- 一 特定捕獲等に参加した年月日
- 二 特定捕獲等に参加した場所
- 三 特定捕獲等の対象とした鳥獣の種類
- 四 特定捕獲等に参加した際に使用した猟銃の種類

附則

第四条 前条の書面の様式は、別記様式のとおりとする。

この命令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（平成二十四年法律第十号）の一部の施行の日（平成二十四年九月二十八日）から施行する。





二 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けている者 イ 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者 ロ 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	三 法第五十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者 イ 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者 ロ 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	四 法第七条の三第三項第一号に該当する者(射撃競技参加選手等を除く) イ 選手等を除く ロ 法第七条の三第三項第一号に該当する者(射撃競技参加選手等を除く)及び法第五十条の二第三項第五号に該当する者	五 法第七条の三第一項の規定による空気銃の所持の許可の更新	六 法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定 イ 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者 ロ 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者	七 法第九条の五第二項の規定による射撃教習を行う資格の認定 イ 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者 ロ 法第四十条第一項第一号の規定による許可を受けていない者
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

備考 一 ○印は、許可等を受けようとする者欄の区分ごとに、申請書に添える(講習修了証明書、合格証明書、教習修了証明書、技能講習修了証明書及び許可証については、提示する)書類を示すものとする。

二 講習修了証明書とは、法第五条の三第二項の講習修了証明書をいう。

三 合格証明書とは、法第五条の四第二項の合格証明書をいい、教習修了証明書とは、法第九条の五第五項の教習修了証明書をいう。

四 技能講習修了証明書とは、法第五条の五第二項の技能講習修了証明書をいう。

五 許可証とは、許可を受けようとする者が現に交付を受けている法第四十条第一項第一号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可に係る許可証をいう。

六 やむを得ない事情を明らかにした書類とは、令第十四条各号に掲げるやむを得ない事情により法第七条の三第二項の規定による許可の更新を受けることができなかつた事情及び当該事情がやんだ日から起算して一月を経過していないことを明らかにした書類をいう。

七 使用実績報告書は、別記様式第七十七号のとおりとする。

八 経歴書は、別表第一の別記様式のとおりとする。

九 射撃競技参加選手等とは、当該種類の猟銃に係る令第十三条第一項に規定する射撃競技に参加する選手又はその候補者として適当であるとして同条第二項に規定する者から推薦された者をいう。

十 法第九条の三第一項の射撃指導員にあつては、講習修了証明書に代えて、第四十五条の射撃指導員指定書を提示するものとする。

十一 第十一条第一項第七号又は第八号に規定する者にあつては、技能講習修了証明書を提示することを要しない。

十二 外国人にあつては、戸籍抄本及び住民票の写しに代えて、国籍等の記載のある住民票の写しを提出するものとする。

十三 戸籍抄本、住民票の写し及び経歴書(以下「戸籍抄本等」という。)については、合格証明書又は教習修了証明書の交付を受けた日から起算して一年を経過していない者が、法第五条の四第一項の規定による技能検定又は法第九条の五第二項の規定による射撃教習を受ける資格の認定に係る申請書を提出した都道府県公安委員会に対し、法第四十条第一項第一号の規定による猟銃の所持の許可又は法第九条の十第二項の規定による射撃練習を行う資格の認定に係る申請書を提出する場合であつて、既に提出した戸籍抄本等の内容に変更のないときは、当該申請書にその旨を記載して添付を省略することができる。

附 則  
この府令は、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行の日(平成二十四年九月二十八日)から施行する。

正する法律の一部の施行の日(平成二十四年九月二十八日)から施行する。